

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度会計監査(第7期中)	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年10月1日	監査法人トーマツ 東京都港区芝浦4-13-23	独立行政法人通則法第40条の規定に基づき監督官庁より選任され、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	14,700,000円	-	-	独立行政法人通則法第40条の規定により、監督官庁より選任される者との契約を要するため。	1	
委託管理費(サインスラサ共有部分)電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年10月5日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,005,796円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年10月5日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	2,296,205円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年10月5日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,967,808円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年10月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,905,217円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 情報提供部長 門田博文 東京都千代田区四番町5-3	平成21年10月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,588,830円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	

JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年11月4日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	1,482,061円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年11月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱って いるのは郵便事業株 式会社であり、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	1,662,612円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 情報提供部長 門田博文 東京都千代田区四番町 5-3	平成21年11月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘 2-9-7	後納郵便を扱って いるのは郵便事業株 式会社であり、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	1,788,610円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年12月3日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	3,002,821円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年12月3日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	1,595,864円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年12月3日	大星ビル管理株式会 社 東京都文京区小石川 4-22-2	契約の相手方は立地 条件によって選定さ れた当該物件の管理 会社であり、光熱水 料についての支払は 契約書上当該会社 に対して行うため、 競争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	1,310,505円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電 話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1- 8	平成21年12月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段 南4-5-9	後納郵便を扱って いるのは郵便事業株 式会社であり、競 争に適さないため。 (会計規程第34条第 4項)	非公表	2,072,785円	-	-	郵便に関する料金(信書に係る ものであって料金を後納する もの。)であるため。	9	

後納郵便料 情報資料館	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 情報提供部長 門田博文 東京都千代田区四番町5-3	平成21年12月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,604,780円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
官報掲載「独立行政法人科学技術振興機構平成20事業年度財務諸表に関する公告」	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 加納富次雄 埼玉県川口市本町4-1-8	平成21年12月11日	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2	独立行政法人通則法第38条第4項に基づき、財務諸表を官報に公告するにあたり、官報掲載については契約相手先が行うこととされ、競争を許されないため。 (会計規定第32条第4項)	非公表	3,265,326円	-	-	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」